

タイにおける非合法入国者子孫と無国籍者への 国籍付与のための政策

—1992年の国籍法改正と2000年以降の
出生地主義適用要件緩和を中心に—

**Policies for Granting Nationality to Descendants of Illegal Immigrants
and Stateless Persons in Thailand:**

**A Discussion of the 1992 Nationality Act and Relaxation Policies of
the Jus Soli System and Others after 2000**

尾 田 裕加里

Yukari ODA

(日本女子大学大学院人間社会研究科 現代社会論専攻博士課程後期)

要 約

タイでは、2000年以降の出生地主義適用要件緩和を含む諸政策によって、労働目的の者を除く非合法入国者と無国籍者が減少した。本研究では出生地主義による国籍付与を中心に取り上げ、一連の政策を可能ならしめたタイ政府内部の要因について考察する。結果は以下のとおりである；

(1) 一連の政策は、2004年までは主に革命団布告337号の影響を受けた者が対象とされ、2005年よりその対象が拡大された。その結果、非合法入国者子孫と無国籍者への国籍付与が増加した。要因は、国際的な人的移動の時代においては、非合法入国者と無国籍者には合法的な法的地位を与える事が国家安全保障上“より良い”と判断された事にあった。

(2) 但し、2000年以降の一連の政策によって付与される、出生地主義によるタイ国籍には、後日の取消可能性に関する条項の適用がある。この後日の取消可能性は、タイの国家安全保障に反する行為を行わせないための予防目的の機能を担うものとなっている。

[Abstract]

Since the conditions concerning the jus soli system and others were relaxed after 2000, the number of illegal immigrants and stateless persons, not including migrant laborers, in Thailand has decreased. The purpose of this study is to determine the factors that enabled the relaxation of the policies related to the jus soli system and others. The results of the policy analysis revealed the following important factors:

(1) Before 2004, the Thai government implemented a policy to improve the legal status mainly of persons influenced by the Revolutionary Party Announcement No.337. After 2005, the government expanded the policy for more kinds of illegal immigrants and stateless persons, with the understanding that granting stable legal status to them would be “better” for national security in this age of global migration. Thereafter, the number of their descendants who were granted Nationality also increased.

(2) The descendants of illegal immigrants and stateless persons mentioned above were granted Thai nationality, with the possibility of cancellation; this condition serves as a deterrent to committing any acts contrary to the national security.

1. 序論

(1) 問題設定と研究目的

国家の構成員資格である国籍の取得者は、当該国家の法令に基づいて決定される。そして、その決定原理は血統主義¹と出生地主義²に大別され、特に後者の出生地主義は、適用要件の改変によって外国人³子孫の国籍取得を恣意的に変化させる手段ともなる。実際、出生地主義は世界中の多くの国で採用されているが、それらの国々で出生した全ての子供が常に無条件で当該国の国籍を取得しているものではない。このように出生地主義は、経済のグローバル化による国際的な人的移動が増加している現在において特に問題となる要素を含むものである。そのため、アジアの出生地主義採用国の事例としてタイを取り上げ、同国の国籍取得制度と外国人子孫のタイ社会における現況について考えていきたい。

上記の問題設定の下で行う、本研究の目的は、2000年以降のタイにおいて進められてきた、一連の、“出生地主義適用要件緩和を含む、非合法入国者⁴子孫と無国籍者⁵への国籍付与のための政策”（以下、「政策」と記す）を可能ならしめた要因について、各「政策」が対象とした人々に焦点をあてて分析と考察を行い、それを明らかにする事である。

(2) 本研究でタイを取り上げる理由と先行研究、関連するタイの法令について

1) タイを取り上げる理由と先行研究について

本研究においてタイを取り上げる理由は、同国では実際に、出生地主義の適用要件や適用基準の改変が、非合法入国者と無国籍者の発生要因及びその問題解決のための手段となってきた事にある。王国であるタイは共産主義を非常に警戒した。特に冷戦期はインドシナ半島での反共産主義の最前線にあった事より、国家安全保障の観点から、難民⁶など非永住外国人⁷子孫に対する遡及的なタイ国籍取消や出生地主義適用不可能の措置が取られた。また、山地民⁸にも多くみられる未登録者⁹への出生地主義の不適用も続いた。そして、その結果、タイにおいて多数の国籍未取得者が生み出される事となり、非合法入国者と無国籍者の人数も増加した。しかし、1992年に国籍法が改正され、2000年以降は一連の「政策」が行われた。その効果については、1996年当時のデータ（Kritaya and Pornsuk 1997: 30-32）と、筆者がタイ国内務省より入手した2014年のデータとの比較によって分析、考察される。当該データは未公表資料であり、本研究の新規性の一つである。

そして、本研究では、タイにおける2000年以降の一連の「政策」を可能ならしめた要因について、タイ政府の内部に存在するものという視点で考察する。それは、例えば、近年の良好な国際関係形成とは別に、決して等閑にはできない近隣諸国への警戒心や防衛意識、及び出生地主義適用によってそれらの国々を出自とする外国人子孫を新たな国民¹⁰として迎え入れる事についての不安とそれへの対策である。これに対して、例えば、国内外の市民団体や公共機関、メディアなどによる圧力は、タイ政府の外部に存在するものとして捉えられる。

2000年以降の、タイの、近隣諸国への警戒心や防衛意識の表れとしては、ミャンマーからの非合法入国者の増加に関する指摘がある。具体的には、彼等の地下犯罪関与の可能性が懸念されると共に、既に彼等が人身売買の対象となっている実態が指摘されている（ティティナン 2010: 95）。また、合法、非合法を問わずミャンマーからの移民労働者とタイ国内での麻薬取引活動の

間には強い関連性があると論じられ（パヴィン 2011: 52）、政府が把握し得ない未登録の移民労働者が、国家安全保障上タイに悪影響を与えると認識されてきた事も論じられている（山田 2012: 5-6）。そして、それら非合法入国者の増加はそのタイ生まれ子孫の国籍問題にも繋がる。親が非合法入国であること故にその子供は何処にも登録されず、その結果、出生地主義が採用されているタイにおいて無国籍者となる。そのような無国籍者が基本的人権を奪われてタイ社会の中で不安定な立場におかれている状況についても論じられている（クリタヤ 2014: 67-72）。しかし、以上はいずれも、筆者が研究目的とする 2000 年以降の一連の「政策」を可能ならしめた要因までを論じているものではない。

タイにおける 2000 年以降の一連の「政策」に関しては、筆者が考察の視点とするタイ政府内部の要因にも繋がる、2002～2006 年国家安全保障会議¹⁴ 5 年計画以降の山地民政策の不在化と 2005 年 1 月に閣議決定された同会議提出文書について論じられている（片岡 2013: 246-249）。また、特にタイの無国籍者問題に関して、同じく 2005 年 1 月の閣議決定による問題解決のための政策について論じられている（Phunthip 2006: 50-51）¹²。このように、先行研究の両著者は共に、2005 年 1 月の閣議決定¹³ による政策について論じているが、2004 年 9 月 17 日付内務省告示による政策については論じていない。本研究は、特に出生地主義による国籍付与を中心に、旧法（革命団布告 337 号）の影響除去に特化した上記 2004 年 9 月 17 日付内務省告示をも含めて、非合法入国者子孫と無国籍者の法的地位改善のための 2000 年以降の一連の「政策」を論じている点が新しい。

2) タイの国籍制度に関する法令について

少なくとも 1996 年までのタイでは、タイ人と山地民を除く外国人には国籍法が適用され、山地民には国籍法とは別に、同法に想定されていなかった変則的事態への対処としての内務省規定や同省中央登録事務所規定が適用されてきた。そのため、ここでは下記のとおり、①タイ人及び山地民を除く外国人を対象とした“一般向け”の国籍法と、②山地民のみを対象とした“山地民向け”の国籍規定とに分けて論じる。

下記①の“一般向け”の国籍法において、国籍法に代わる法的効力を有した革命団布告¹⁴ 337 号は、長らく非永住外国人子孫の国籍取得に影響を与えてきた。また、1992 年に発布された 1965 年国籍法改正第 2 号（1992 年改正国籍法）の第 7 条¹⁵ に基づく国籍付与は内閣が定める規定が適用要件となっている。そのため、内閣が決める適用基準が国籍付与の対象者を変化させるための手段になると共に、法改正せずとも閣議決定や内務省告示によって同じ効果を生む事ができる。そして、そのような二重体制が非永住外国人子孫である非合法入国者子孫や無国籍者の法的地位の問題を複雑なものにしてきた。

①タイ人及び山地民以外の外国人を対象とした“一般向け”の国籍法は、まずは 1911 年の国籍変更法制定に始まり¹⁶、その後 1913 年に初の国籍法（1913 年国籍法）が制定された。同法下では、タイでの出生の事実のみでの国籍取得が可能であった。しかし、1950 年代には出生地主義の適用に一定の制限が設けられるようになり（Phunthip 2006: 46）、出生地主義自体が廃止されたり、その遡及的な復活が行われたりするよう変遷した¹⁷。そして、それでも出生地主義は、

旧法を整理して新たに発布された現在の1965年国籍法においても継続されたが、1972年12月13日に革命団布告337号が発布され、“外国人子孫のタイへの忠誠心には疑問が持たれるので、国家安全保障のために、それら外国人子孫にはタイ国籍の保持を許さない事が相当である”¹⁸として、父母が共に永住外国人¹⁹ではない場合には、その子孫のタイ国籍は遡及的に取消された²⁰。また、同布告発布以降出生の該当者もタイ国籍取得は不可能とされた。しかし、その後1992年2月26日に発布された1992年改正国籍法によって、後日の国籍付与という出生地主義に関する新たな制度が創出され、これによって非永住外国人のタイ生まれ子孫にもタイ国籍取得への道が開かれた(岸本2001:53-61)。

②一方、山地民のみを対象とした“山地民向け”の国籍規定の整備は、1950年代に近隣国の共産主義活動家達との関連が懸念されて行われた調査に始まる。しかし、実際には、1956年の人口調査においても登録から漏れた山地民が多数存在していた。その後は、1969～1971年間の調査で山地民登録を済ませたごく少数の者が1974年「山地民の住民登録票における国籍記載検討に関する内務省規定」に基づいて国籍取得したが、共産主義活動家との関わりその他、芥子栽培や麻薬取引との関わりから警戒が続き、彼等は「国籍を持たない国民」という曖昧な立場におかれた。しかし、1980年代半ば以降はその警戒も緩み、1985～1988年間に大規模な人口調査が行われ、その後1992年9月に、上記①に記載される“一般向け”の1992年改正国籍法発布に合わせて“山地民向け”の「山地タイ人の住民登録票における国籍記載に関する中央登録事務所規定」²¹が定められた。同規定は1996年に「山地タイ人の国民登録票における国籍記載検討に関する中央登録事務所規定(第2号)」として改正され、以降、上記①の“一般向け”の国籍法と関連付けられるものとなった。(綾部2007:135-147)。また、1995年10月3日付閣議決定によって、特定の「山地民9民族」²²のうち、1985年10月3日以前の入国が確認される者は永住外国人となり、そのタイ生まれ子孫はタイ国籍を取得する事になった(Samnakkhathikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratthamontri Long nai Wan Thi 3 Tulakhom Phutthasakkarat 2538)。

(3) 研究手法とその他の事項

本研究の手法は、先行研究の文献研究と関連資料の分析である。関連資料として、1992年、2008年、2012年に改正された国籍法の各条文、2000年「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定」の条文、2004年、2012年の内務省告示、2000年、2005年の出生地主義に関する閣議決定議事抄録他それらの解説文書を用いる。そして、それら関連資料から明らかになる、各「政策」が対象とした人々に焦点をあてて当該「政策」の分析と考察を行い、結論を論じる。

また、タイの国籍未取得者現況については、上述のとおり2014年のタイ国内務省訪問によって筆者が入手したデータを用いる。当該データは表1:〈ID番号の1桁目の数字の意味〉に記載される「6」、「7」、「0」、「00」、「000」で始まるID番号の者の人数として集計されており、本稿では表2:〈タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧〉において表示する。

その他、タイ文字は、URL以外のものはアルファベット表記とし、同表記は、基本的にはタ

表 1：ID 番号の 1 桁目の数字の意味

6	入国管理法上の非合法入国者（無国籍者、一時的滞在を許可された者を含む）
7	ID 番号の 1 桁目の数字が「6」である者のタイ生まれの子供
8	永住外国人、帰化や婚姻による国籍取得者、1984 年 5 月 31 日以降に付与等で合法に国籍取得した者
0	住民登録票に名前が無い者 親が不詳の者
00	カンボジア・ラオス・ミャンマー出身の労働目的の非合法移民
000	ミャンマー出身の少数民族の難民で政府設営のキャンプで暮らしている者

注) 「1」～「5」, 「9」で始まる ID 番号については割愛。

出所) Kritaya Achawanitkul (2011), タイ国内務省地方行政局登録統括事務所 HP より引用して筆者作成。

イ王立学士院 1999 年改定版基準に従う。但し、引用文献の著者名については、公開されている論文に記載されているアルファベット表記に従う。

(4) 本稿の構成

以下、2. 本論では、(1) 1992 年改正国籍法の目的と意味、同法による国籍付与の対象について論じる。そして、(2) 2000 年以降の一連の「政策」に関して、1) 2000 年「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定」、2) 2000 年 8 月 29 日付閣議決定、3) 2004 年 9 月 17 日付内務省告示、4) 2005 年 1 月 18 日付閣議決定、5) 2008 年改正国籍法、6) 2012 年改正国籍法、7) 2012 年 9 月 26 日付内務省告示の各「政策」対象について論じ、(3) 考察において、1) 一連の「政策」を可能ならしめた要因、2) 一連の「政策」の効果、3) 国籍取消可能性の規定について論じる。3. 結論では、本研究の目的に対しての結論を纏める。

2. 本論：1992 年改正国籍法と 2000 年以降の一連の「政策」について

(1) 1992 年改正国籍法について

先述のとおり、1972 年の革命団布告 337 号発布によって非永住外国人の子孫は国籍問題を抱える事になった。しかし、タイ国内では 1970 年代末頃より共産主義活動家の投降が増え始め、1984 年には「共産主義者への勝利宣言」がなされた。そして、1988 年に首相に就任したチャートチャーイ・チュンハワン (Chatchai Chunhawan) が、「インドシナを戦場から市場へ」とする外交・経済政策を開始し、その 4 年後の 1992 年に国籍法は改正された。

1) 1992 年の国籍法改正の目的と意味

時代に合った国籍法にする事を大きな目的として発布された 1992 年改正国籍法は、その第 3 条において革命団布告 337 号を取消した。そして、血統主義に関しては、男女平等思想に基づく父母両系の生来的国籍取得へと改正がなされ、これによって、タイ国内でタイ人女性から出生した子供が無国籍者となっていた問題が解決される事になった²³。一方、出生地主義に関しては、1965 年国籍法の第 7 条に、新たな条項である第 7 条 2 が加えられた。

同第 7 条 2 では、その第 1 段落において、父母が共に非永住外国人である場合には、その子供はタイ国籍を取得しないとされた。しかし、その第 2 段落において、父母がその第 1 段落の条件

該当事者であっても、内閣の定める規定と内務大臣命令を要件に国籍付与がなされる事があると規定された。また、同第7条2は同法発効以前の出生者にも適用されるものであった。但し、同法第18条では、“国家安全保障や国益保全相当の事情があると判断された場合には、内務大臣は第7条2に基づいて国籍付与された者の国籍を取消す事ができる”と規定された（Ratchakitchanubeksa Lem 109 Ton Thi 13 Long nai Wan Thi 25 Kumphaphan Phutthasakkarat 2535）。

2) 1992年改正国籍法第7条2が対象とした人々

1992年改正国籍法の第7条2第1段落に列挙された父母に関する条件は、革命団布告337号において国籍取消または国籍取得不可能とされた人々についてのものと同じであった。しかし、同法第7条2の第2段落は、同布告337号の影響を受けた者のみならず、閣議決定など適用要件である内閣規定がなされた人々を対象に、国籍付与の効果が発揮されるものである。但し、実際の1992年改正国籍法発布当初の状況からは、同法第7条2は、まずは同布告337号の影響を受けた人々を対象としていた事が理解される。

具体的には、同法発布約2週間後の1992年3月17日に、表2：〈タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧〉のNo.1であるベトナム人難民子孫とNo.2であるタイ・ルー（Tai Lue）民族子孫への適用が閣議決定された。他にも、タイ国籍を取得させる事が1984年に閣議決定されていながらその後の進捗がなかった、同じく上記表2のNo.3である中国国民党軍軍人子孫、その親族であるNo.4のチン・ホー（Chin Ho Oppayop）難民子孫、同じく1988年に閣議決定済であったNo.5の旧マラヤ共産党員子孫も国籍付与の対象となった（Kritaya and Pornsuk 1997: 27-28）。

(2) 2000年以降の一連の「政策」について

先述のとおり、特に「山地民9民族」については、1995年10月3日付閣議決定以降タイ国籍取得の進展が予測された。しかし、実際には進んでいなかったため、1999年4～5月のチェンマイ県庁前での大規模デモ発生に至り、政府は再び山地民の国籍問題を検討する事になった。2000年以降は以下のとおり、山地民への対応が始まった；

1) 2000年「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定」が対象とした人々

2000年4月21日付で、「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定」²⁴（中央登録事務所規定）が定められた（Ratchakitchanubeksa Lem 117 Ton Phiset 86g Long nai Wan Thi 28 Singhakhom Phutthasakkarat 2543）。同規定は山地民登録のある者を対象にした。但し、未登録に起因する無国籍者を救済するための新たな措置ではなかった（綾部 2007: 141-142）²⁵。

2) 2000年8月29日付閣議決定が対象とした人々

上記2000年中央登録事務所規定が制定された後に、2000年8月29日付で内務省提案の「政策」についての閣議決定がなされた。同閣議決定は、ミャンマー経由でタイへ入国した高地²⁶に住

む山地民などを対象に、下記の効果を有した (Samnaklekthikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 29 Singhakhom Phutthasakkarat 2543, 玉田 2006:200-202) ;

- ① 表 2 : 〈タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧〉の No.8 であるミャンマー国籍離郷者, No.9 のネパール人難民, No.10 の独立系チン・ホー (Chin Ho Isara) の 3 つの民族グループの者で、1985 年 10 月 3 日以前にタイへ入国した山地民登録済の者に永住外国人の資格を与える。
- ② 上記①該当者のタイ生まれ子孫で、1972 年 12 月 13 日から 1992 年 2 月 26 日までの間に出生した者に 1992 年改正国籍法第 7 条 2 に基づいてタイ国籍を付与する。

上記①は、先述のとおり、「山地民 9 民族」について 1995 年 10 月 3 日付で閣議決定されていた事項の適用対象範囲が拡大されたものである (Samnaklekthikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 29 Singhakhom Phutthasakkarat 2543)。特にミャンマー国籍離郷者については、この 2000 年 8 月 29 日付閣議決定より前には、1976 年 3 月 9 日以前のタイ入国か否かで分類されてきたものが (Kritaya and Pornsuk 1997: 2-3)、1985 年 10 月 3 日以前のタイ入国か否かでの分類へと改変された。そして、上記①による、親世代への永住外国人資格付与の適用基準の緩和によって、上記②による、そのタイ生まれ子孫へのタイ国籍付与の適用基準も緩和された。

3) 2004 年 9 月 17 日付内務省告示が対象とした人々

革命団布告 337 号によって国籍を取り消された人々、及び同布告 337 号の影響で国籍取得不可能とされてきた非合法入国者子孫達のうちの 1992 年 2 月 26 日以前の出生者を対象に、1992 年改正国籍法第 7 条 2 に基づく国籍付与がなされる事が、2004 年 8 月 3 日に内閣決議²⁷された。民族グループを指定せず、1992 年改正国籍法発効以前という出生日を適用基準とした同決議の内容は、2004 年 9 月 17 日付で内務省より告示された。また、1992 年改正国籍法発効以降の出生者については個別の検討によるとされた (Ratchakitchanubeksa Lem 121 Ton Phiset 115g Long nai Wan Thi 13 Tulakhom Phutthasakkarat 2547)。

4) 2005 年 1 月 18 日付閣議決定が対象とした人々

2005 年 1 月 18 日には、国家安全保障会議の提案文書である、“個人の法的地位と権利の問題に対処するための戦略”²⁸ (以下、「戦略」と記す) の採用が閣議決定された。同文書の「戦略」と称する「政策」の目的は、“タイの国家安全保障への影響が懸念される、長らくタイで暮らしていながら未登録のままにされてきた人々、及び本国の政治的、経済的困難や戦乱などを逃れてタイへ入国してきた帰国困難な状況にある人々の滞在資格と権利を向上させる事”であった。そして、当該「政策」が対象としたのは、長らくタイで暮らしていながら未登録のままにある多くの山地民や、長らくタイで暮らしていながら帰国困難な状況にあるラオスやカンボジア、ミャンマーからの移民、難民とその子孫達であった。それらの人々は下記①～⑥に分類された (Samna-

表2：タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧

No.	民族グループ名 (識別番号)	タイ入国の経緯等	1996年の 人数(人)	2014年の人数(人)		
				「6」 で始まる ID番号 の者	「7」 で始まる ID番号 の者	*B「0」 で始まる ID番号 の者
1	ベトナム人難民(57)	第一次インドシナ戦争時の 1945～1946年に入国したベトナム人	39,693	657	50,233	150,348
2	タイ・ルー民族(61) (Tai Lue)	中国シップソンパンナー出自で、ミャン マー・シャン州経由で入国した人々	3,245	1,701		
3	国民党軍軍人(51)	共産党政権樹立に関連して、現ミャン マー経由で入国した中国人	13,143	749		
4	チン・ホー(Chin Ho Oppayop) 難民(52)	上記国民党軍軍人の家族で 1954～1961年に入国した中国人	7,814	390		
5	旧マラヤ共産党員(60)	旧マラヤ共産党員の中国人	951	-		
6	ムラブリ(Mlabri)(62)	古くからタイに住む人々で、1996年 当時は山地民に含まれていた	民族 グループ No.13 との合計	-		
7	「山地民9民族」(71) (Chumchon bon Pheunthisung: Chaw Khaw 9 Phau)	リス(Lisu), アカ(Akha), ラフ(Lahu), カレン(Karieng), モン(Hmong), ヤ オ(Yao), ティン(Thin), ルア(Lua), カム(Khamu)の9民族		26,612		
8	ミャンマー人離郷者(54)	1976年3月9日以前入国のミャンマー 人	13,824	4,313		
9	ネパール人難民(59)	イギリス統治時代のインド、現ミャンマー 経由で入国したネパール人	954	9		
10	独立系チン・ホー(Chin Ho Isara)(53)	1962～1978年に入国した中国人	16,581	1,662		
11	ラオス人難民(58)	1974～1975年に入国したラオス人	15,713	3,501		
12	モン民族(68) (Hmong)	サラブリー県の難民キャンプに住む人々	-	906		
13	「山地民9民族」以外 の山地民(72) (Chumchon bon Pheunthisung: Mai Chai Chaw Khaw)	*A 1985年10月3日以前の入国者	民族 グループ No.6, No.7 との合計 606,094	59,336		
	「その他山地民」(50) (Bukhol bon Pheunthisung)	*A 1985年10月3日以降の入国者		24,885		
14	ミャンマー人難民(55)	1988年頃に入国したミャンマー人学生	2,500	15,113		
		1976年3月9日以降入国のミャンマー人 (居住場所有り)	130,000			
	非合法ミャンマー人(当 初登録の労働目的移民) (56)	1976年3月9日以降入国の労働目的の ミャンマー人で、1992年3月17日閣議 決定に従って登録した人々(雇用者宅 居住)	101,845	8,264		

No.	民族グループ名 (識別番号)	タイ入国の経緯等	1996年の 人数(人)	2014年の人数(人)		
				「6」 で始まる ID番号 の者	「7」 で始まる ID番号 の者	*B「0」 で始まる ID番号 の者
15	カンボジア人難民(65)	旧タイ領コ島地域から1977年 5月20日以降入国のカンボジア人	-	-		
		1977年5月20日以前入国の カンボジア人	6,265	1,011		
16	ラオス人(山間部) 移民(00)	ナーン県居住のラオス人	-	-		
17	カンボジア難民・移民 (タイ血統者)(63)(64)	旧タイ領コン島地域から1977年 11月15日以前入国のタイ血統者	5,470	1,507		
		旧タイ領コン島地域から1977年 11月15日以降入国のタイ血統者		1,787		
18	ミャンマー難民・移民 (タイ血統者)(66)(67)	旧タイ領の地域から1976年 3月9日以前入国のタイ血統者	7,849	512		
		旧タイ領の地域から1976年 3月9日以降入国のタイ血統者		1,073		
	住民登録票に 名前が無い者(0)	タイで教育を受けた(教育中である) が合法入国資格のない者				82,954
		親が不詳または親のタイ入国や 出生が不明の無国籍者				9,281
		タイ国への貢献者				28
		「0」で始まるID番号所持者の子孫				17,855
				(<「6」「7」で始まるID番号の者/ 「0」で始まるID番号の者>小計)		
				204,221		260,466
タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている者			(1996年/2014年) 合計			
			971,941	464,687		
タイ全体の人口			59,562,136	66,770,384		
*B ミャンマー、カンボジア、ラオスからの労働目的の移民 (ID番号が「00」で始まる者および別途登録者:多くは一時的滞在許可のみ)					*C 2,288,107 (「00」番号の者は149,107人、 別途登録の者は2,139,000人)	
*B ミャンマー出身の少数民族の難民 (ID番号が「000」で始まる者:キャンプ在住で、第三国定住又は本国帰還待ち)					101,312	

注) 1996年の人数は、「6」で始まるID番号の者、「7」で始まるID番号の者、ID番号のない者の合計。

「6」で始まるID番号の者には2世世代の者も含まれる。

2014年の「7」、「0」で始まるID番号の者の人数は民族グループNo.1～No.18までの者の合計。

*A タイへの入国日認定とそれに基づく分類は1997年以降に行われた。

*B 「0」、「00」、「000」で始まるID番号による分類は2005年より開始。

*C 2013年の数値に2014年の漁民に関する数値が加えられた数値。

出所) 1996年のデータは内務省地方行政局のデータ。出所は(Kritaya and Pornsuk 1997: 30-32)。

2014年のデータはタイ内務省地方行政局より筆者が入手した2014年8月29日付のもの。

タイ全体の人口はWorld Population ReviewのHPより引用。表全体は筆者が作成。

klekhathikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 18 Mokkarakhom Phutthasakkarat 2548) (Samnakngan Sapha Khwammankhong heng Chat 2010) ;

- ① 移民・難民として入国し、本国への帰国が困難な者
- ② タイで教育を受けた（教育中である）が、合法入国の滞在資格がない者
- ③ 親が不詳または親のタイ入国や出生が不明の者
- ④ タイ国への貢献者
- ⑤ ミャンマー、ラオス、カンボジア国籍の、労働目的入国者として登録済の者で、本国への帰国が困難な者
- ⑥ 上記の①～⑤に該当しない者で、本国への帰国が困難な者

そして、上記①の該当者のうち、指定の調査登録²⁹を済ませた者で、1995年1月18日以前にタイへ入国した外国生まれの者には永住外国人の資格が与えられ、そのタイ生まれ子孫には1992年改正国籍法第7条2に基づく国籍付与がなされる事になった。また、上記②～④の該当者についても同様に永住外国人資格またはタイ国籍が付与され、上記⑤の該当者には一時的滞在許可が与えられる事になった (GotoKnow.org 45946)³⁰。

そして、この2005年1月18日付閣議決定は、先の2000年8月29日付閣議決定による、1985年10月3日以前の入国者に永住外国人資格を与えるとする適用基準を、1995年1月18日以前の入国者に永住外国人資格を与えるとするものへと改変した。その結果、そのタイ生まれ子孫への、出生地主義に基づくタイ国籍付与の適用基準も緩和された (Samnakngan Sapha Khwammankhong heng Chat 2010: 24)。

5) 2008年改正国籍法が対象とした人々

2008年に1965年国籍法の改正第4号(2008年改正国籍法)が發布された。同法の第23条³¹は、革命団布告337号によって国籍取消や国籍取得不可能とされた後、1992年改正国籍法第7条2による国籍付与が未だなされぬままにある人々を対象に、住民登録票への国籍記載によってそれらの人々をタイ国籍者にする効果を有した (Ratchakitchanubeksa Lem 125 Ton Thi 39k Long nai Wan Thi 27 Kumphaphan Phutthasakkarat 2551)。

但し、同第23条による国籍取得者は出生地主義による国籍取得であるため、国家安全保障や国益に反する行為、国民侮辱行為が認められた場合には、同法第17条(3)(4)に基づいての国籍取消が行われる可能性がある (GotoKnow.org 277189)³²。

6) 2012年改正国籍法が対象とした人々

1965年国籍法改正第5号(2012年改正国籍法)は、表2: <タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧>のNo.17であるカンボジア・コン島地域出身のタイ血統者やNo.18であるミャンマー出身のタイ血統者のように、現在のミャンマーやカンボジアの地域³³で暮らしていたが、同地での戦乱などを逃れて現在のタイ領土へ入国してきている人々を対象とした (Ratchakitchanubeksa Lem 129 Ton Thi 28k Long nai Wan Thi 21 Minak-

hom Phutthasakkarat 2555)。

7) 2012年9月26日付内務省告示が対象とした人々

2012年9月26日付内務省告示は、2007年2月20日、2009年11月3日、2010年12月7日の計3回の閣議決定を経て継承されてきた、上記2.4)の「戦略」と称する「政策」に関するものである。そのため、対象とされたのは上記2.4)の「戦略」と称する「政策」と同様の人々であった。

具体的には、タイで教育を受けた者など、上記2.4)において②～④として列挙された適用基準に該当する、外国生まれの者には永住外国人資格が与えられ、タイ生まれの者には2008年改正国籍法第7条2に基づいて国籍が付与された。また、表2：〈タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧〉に記載される、No.6³⁴を除くNo.1～No.18の中の17の民族グループの者で、1995年1月18日以前入国の外国生まれの者には永住外国人資格が与えられ、そのタイ生まれ子孫には2008年改正国籍法第7条2に基づいて国籍が付与される事になった³⁵。その他、表1：〈ID番号の1桁目の数字の意味〉に記載される「0」で始まるID番号の者も滞在資格改善の対象となった。

但し、この2012年9月26日付内務省告示には、与えられた永住外国人資格やタイ国籍は、要件非該当が発覚したり、国家安全保障または国益に反する行為、国民侮辱行為が認められたりした場合には取り消される可能性があるとして明記されている (Ratchakitchanubeksa Lem 129 Ton Phiset 177g Long nai Wan Thi 23 Prutsachikayon Phutthasakkarat 2555)。

(3) 考察

1) 一連の「政策」を可能ならしめた要因について：対象とされた人々に焦点をあてての分析

まず、上記2.の1) 2000年の中央登録事務所規定は山地民登録のある者を対象とした。そして、上記2.の2) 2000年8月29日付閣議決定は、ミャンマー経由でタイへ入国した高地に住む山地民などのうち、革命団布告337号の影響を受けた人々を対象に国籍付与するとした³⁶。また、上記2.の3) 2004年9月17日付内務省告示は、特に同布告337号の影響を受けた人々を対象にしたものであった。そして、ここで、“山地民向け”の中央登録事務所規定を除いた二つの「政策」について検討すると、それらは主に、革命団布告337号の影響を受けた人々を対象にしたものであった事が理解される。タイでは1960年代より一貫して、非合法入国者や無国籍者は国家安全保障上の問題として捉えられてきた。そして、1972年に発布された革命団布告337号はその問題意識を象徴するものであった。しかし、1992年改正国籍法によって同布告337号は取り消され、その影響は取り除かれるべきものとなった。ところが、閣議決定など内閣規定を要件とする法の二重体制は、同布告337号の影響による国籍未取得者を多数残存させた。そのため、特に上記2004年の「政策」は、そのような同布告337号に起因する国籍未取得者の問題を改善するために発せられた。以上が、2004年までの「政策」の特徴である。但し、上記の“山地民向け”の2000年中央登録事務所規定は、それが未登録に起因する無国籍者を救済し得る新措置ではなかったため、以降も、多くの山地民については国籍問題が続く事となった。

次に、1975年のサイゴン陥落³⁷の頃よりタイに押し寄せたインドシナ三国からの難民については、当初の押し戻し政策から難民キャンプでの受け入れ政策を経て本国帰還や第三国定住政策

が進められ、1993年にはカンボジア国境の最後の難民キャンプが閉鎖された。一方、ミャンマーからの難民についても、長らくの難民キャンプでの受け入れ後³⁸、2005年より第三国定住政策が始まった。しかし、それらの難民の中には、第三国定住も本国帰還もままならず、タイに長らく滞留し続けている人々やキャンプでの暮らしが続くモン（Hmong）族の人々がいた。他にも、難民というよりは移民としてミャンマー、ラオス、カンボジアからタイへきた人々も存在し、それらの人々とそのタイ生まれ子孫達は長らくタイで暮らしながらも、非合法入国者や無国籍者という立場に置かれていた。

そして、以上の人々、すなわち、山地民に多くみられる、タイに長く暮らしているながら未登録に起因して無国籍者となっている人々や（クリタヤ 2014: 67-71）、やはりタイに長く暮らしているながら帰国困難な状況にある移民、難民は、2005年1月18日に閣議決定された「戦略」と称する「政策」によって、社会的に不安定な立場に置かれている人々として包括的に捉えられ、その法的地位が改善される事になった。これは、2002～2006年国家安全保障会議5か年計画以降、山地民のみを対象とする政策が不在化した事（片岡 2013: 247）によっても裏付けられる。

タイ政府が2005年の「政策」を閣議決定するに至った要因は、長らくタイに暮らしている人々に関しては、先述の二重体制による国籍付与制度を創出した1992年改正国籍法発布当時のような、従前の警戒態勢を維持するよりも、合法的な法的地位を与えてそれらの人々を安定させる方が、国家安全保障上 “より良い” との判断がなされた事にあると考えられる。そのように考えられる理由は、当該「政策」の提案者が国家安全保障会議である事にある。国家安全保障会議が、従前より国家安全保障上の問題として捉えてきた、非合法入国者や無国籍者に関する対応の仕方を変える事を提案し、内閣で合意されたのである。実際、労働目的の非合法入国者の増加が著しい（山田 2012: 5-6）現在のような国際的な人的移動の時代に、従前の対応を維持すれば、非合法入国者や無国籍者という社会的に不安定な立場の人々が更に増える事は予測できても、減る事の予測は難しい。そのため、長らくタイに暮らしている人々については法的地位の改善を行う、とした事が考えられる。

そして、以上のような2004年と2005年の「政策」にも拘わらず旧法（革命団布告337号）の影響除去が滞る人々への対処として、2008年には法改正によって、同法第23条による「政策」が行われた事が理解される。また、上記のインドシナ三国やミャンマーからの移民、難民の中でも特に、旧タイ領土出身のタイ血統者については、2012年改正国籍法による「政策」が行われた事が理解される。

2) 一連の「政策」の効果について：タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている者の分析

① 表2：＜タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている人・集団のカテゴリーと人数一覧＞のとおり、2000年以降の一連の「政策」結果である2014年の「6」または「7」で始まるID番号の者の人数は204,221人、「0」で始まるID番号の者の人数は260,466人であった。ID番号の意味は先述の表1：＜ID番号の1桁目の数字の意味＞のとおりである。そして、「6」または「7」で始まるID番号の者と「0」で始まるID番号の者の人数を合算して、2014年の、タイ国籍未取得で一時的滞在許可を受けている者の合計を算出すると464,687人となる³⁹。これを、1996年当時の合計971,941人⁴⁰と比較すると、自然減他⁴¹を考慮しても大きく減少している事が確認され

る。これは、「6」または「7」で始まる ID 番号の者や ID 番号のなかった者が、永住外国人資格または国籍を取得した事で「8」で始まる ID 番号へと替った事によるものであり、2000 年以降の一連の「政策」の効果である⁴²。

② ID 番号が「00」で始まる、ミャンマー、ラオス、カンボジアからの労働目的非合法入国者の数は、1996 年に約 320,000 人（Migration News 1996）であったものが 2014 年には 2,288,107 人へと著しく増加している。しかし、それら労働目的非合法入国者については、2012 年 9 月 26 日付内務省告示においても多くの場合は一時的滞在が許可されるのみである。これは、労働目的の非合法入国者については、2008 年改正国籍法発布と同時期に外国人労働者の職業規制に関する法改正⁴³が行われ、労働許可とも関連する制度の整備が、別途、進められてきている事にも関連する（山田 2012:4-11）。

3) 国籍取消可能性の規定について

本稿で論じてきた、2000 年以降の一連の「政策」効果である、出生地主義によるタイ国籍取得者は、2015 年現在では全員が生来的国籍者と認定され⁴⁴、血統主義による国籍取得者と同等の権利を有するものとなっている。しかし、それにも拘わらず、その多数を占める、1992 年改正国籍法（2008 年以降は 2008 年改正国籍法）第 7 条 2 または 2008 年国籍法第 23 条に基づいてタイ国籍者となる者には、前述のとおり、後日の取消可能性の適用がある⁴⁵。

タイにおける、革命団布告 337 号以外の個別の国籍取消については、1972 年 9 月 12 日にスウェーデン在住のスウェーデンとの重国籍者⁴⁶4 名が当時のタイ政府批判を行った事で国籍取消となった事例がある（アジア経済研究所 1972）。また、2000 年以降では、重国籍関連で国籍喪失となった事例⁴⁷やチェンマイ県メーアーイ郡での一方的な不正取得嫌疑による国籍取消事例の有る⁴⁸。しかし、1961 年の無国籍削減条約の下、無国籍者を発生させる行為は避けられるべきとする国際的理念があるため、上記のスウェーデン在住者他の国籍取消などは、彼等がタイ国籍を失っても無国籍になる心配がない重国籍者であるとの前提で実行された事が考えられる。そして、更には、重国籍や不正取得、要件非該当発覚以外の事由によって国籍取消が実行される事は、実際にはないであろうとの予測もなされ得る。

ところが、上述のとおり、2012 年 9 月 26 日付内務省告示にも、要件非該当発覚の他、国家安全保障または国益に反する行為が認められた場合にはタイ国籍取消となる可能性が有る事が明記されている。前例希少とはいえ、後日に国籍取消の可能性が有るとする法規定は、同規定該当者の心理に大きな影響を与える事が考えられる。そのため、1992 年改正国籍法（2008 年以降は 2008 年改正国籍法）の第 7 条 2 及び 2008 年国籍法第 23 条に基づいて国籍付与された者に後日の国籍取消可能性有りとする規定は、犯罪の発生防止目的的功能を担っている事になる。

3. 結論

2000 年以降の一連の「政策」を可能ならしめたタイ政府の内部に存在する要因については、下記①②として結論づけられる：

- ① 2004年までは革命団布告337号の影響を受けた者を中心に、2005年以降は拡大的な新基準に該当する非合法入国者子孫と無国籍者にタイ国籍が付与されるようになった。その要因は、国際的な人的移動の時代においては、長らくタイに暮らしてきた人々には合法的な法的地位を与える事が国家安全保障上“より良い”と判断された事であると考えられる。
- ② 上記①の付与による国籍取得者については、後日の取消可能性規定の付加によって安全性が担保され得る事も要因の一つとなっている。

そして、特に上記①に記載される、2005年1月18日に文民出身のタクシン・チナワット(Thaksin Chinnawat)政権下で閣議決定された「戦略」と称する「政策」は、その後、2007年に軍人出身のスラユット・チュラーノン(Surayut Chulanon)政権下、2009年と2010年にアピシット・ウェーチャチャーワ(Aphisit Vechachiwa)政権⁴⁹下においても再度閣議決定され、2012年に文民出身のインラック・チナワット(Yinglax Chinnawat)政権下で更に広い範囲に適用されるよう修正が加えられて、2014年5月の軍によるクーデター以降も継続して採用されてきている。その為、当該「政策」は、政権交代とは異なるレベルのものである事が理解される。

また、上述のとおり2008年には外国人の就労に関する法改正が行われ、労働目的の非合法入国者についての制度整備も進められてきている。これらを考え合わせると、1988年当時のチャートチャーイ・チュンハワン(Chatchai Chunhawan)首相による“インドシナの市場化”政策より萌芽して、その後拡大的に進められてきたASEANの経済統合が、全てのタイ在住者についてのタイ国籍有無の明確化と外国人の滞在資格の合法化を推進する当該「政策」の基盤になっている事が理解される。

1 国籍は親から子に継承されるとする概念(山本1984:12-16)。
2 国内出生者は全て当該国国籍を有するとする概念(山本1984:12-16)。
3 本稿では、外国人とはタイ国籍者以外の者であると定義する。
4 非合法入国者は当該国の入国管理法上合法的な滞在資格を有しない者である。本稿で論じるタイでは、同国で出生しても出生地主義による国籍取得とならず、永住外国人資格を得る事もできず、実態として無国籍の状態にある国籍未取得者は非合法入国者となる。
5 無国籍者は国籍のない者である。出生や居住の登録がなされていない未登録者は無国籍者になる事が多い。国籍未取得者が無国籍者である事も多い。
6 タイは難民条約を批准していないが、読者の理解を容易にするために、本稿では難民という用語を用いる。
7 非永住外国人とは永住資格を有しない外国人で、移民であれば非合法入国者となる。
8 本稿では、山地民とは、タイの政府機関が行った統計において山地民(Chaw Khaw, Chumchon bon Pheunthisung, Bukkhoh bon Pheunthisung)として分類されている人々であると定義する。例えば、1996年と2014年の統計の出所がタイ国内務省地方行政局であれば、1996年の統計において山地民(Chaw Khaw, Chumchon bon Pheunthisung)と表示されている人々、2014年の統計において山地民(Chumchon bon Pheunthisung: Chaw Khaw 9 Phau, Chumchon bon Pheunthisung: Mai Chai Chaw Khaw, Bukkhoh bon Pheunthisung)として表示されている人々が山地民である。そのため、本稿では、下記の注22)で定義されている「山地民9民族」だけが山地民ではない。

また、山地民に関する先行研究では、山地民という文言はタイ語のChaw Khawに相当する日本語

の訳語として用いられているが（石井 2003: 19），タイ政府が用いる山地民についての名称は，その後，山地タイ人（Chaw Thai Phukhaw）や高地民（Bukkhol bon Pheunthisung）へと替ってきている。しかし，本稿では，読者の混乱を避けるために，それらを，山地民として統一する。そのため，本稿の山地民には，タイ語では高地民（Bukkhol bon Pheunthisung）に該当する人々も含まれている。

そして，上記のようなタイの政府機関が行った統計に基づく山地民の人口は，内務省地方行政局の統計では，1996年当時は804,083人。内訳は，タイ国籍取得者が197,989人，タイ国籍未取得者が606,094人であった。山地民人口は統計の出所によっても異なり，同じ1996年であっても当時の労働社会福祉省人民支援局・山地民支援部（Krom Pracha Songkhuro Kong Songkhuro Chaw Khaw）の統計による山地民人口は747,175人。内訳は，タイ国籍取得者が398,754人，タイ国籍未取得者が348,421人であった（Kritaya and Pornsuk 1997: 30-32）。

山地民は，山間地や遠隔地居住のため登録に向く事が出来なかった事に起因して出生地主義が適用されなかったケースが多い。非合法入国者や無国籍者に山地民が多い事は事実であるが，住民登録がなされていて当初から国籍取得している山地民も多数存在する。

- 9 未登録者は出生や居住の登録がなされていない者である。タイでは，「6」や「7」で始まるID番号の者のように，登録済の非合法入国者という立場の人々が存在するため，本稿では，非合法入国者という用語の替りとして未登録者（undocumented）という用語を使用する事は行わない。
- 10 本稿では，国民とは当該国の国籍を有する者であると定義する。
- 11 首相が議長を務める，首相府に所属する国家安全保障のための諮問機関。1959年設立。
- 12 著者である法学者のPhunthipは，本稿でも引用しているインターネットの社会教育サイトGotoKnow.orgを主宰・運営し，他の学識者と共に，本稿で論じる「政策」に関する解説も行っている。
- 13 2005年1月の閣議決定に関して，片岡は12日と論じ（片岡 2013: 248），Phunthipは18日と論じているが（Phunthip 2006: 50-51），同一の閣議決定である。
- 14 サリット・タナラット（Sarit Thanarat）及びタノーム・キティカチョン（Thanom Kittikhachon）による軍事政権下で発布された諸布告。
- 15 タイ語ではMatra 7 thawi，英語では Section 7 bis。
- 16 1913年の国籍法制定以前にタイ国籍という概念はなかったが，慣習法による“タイの人になる（being a Thai person）”という概念があった（Phunthip 2006: 40）。19世紀にフランスやイギリスの保護民という地位を得る者や中国籍のまま活動する移民が存在するようになったため，1911年にそれらの地位，国籍から“タイの人になる”事へと変更するための法律が定められた。
- 17 タイの出生地主義は1953年発布の1952年国籍法改正第2号では採用されなかったが，その後1956年発布の同法改正第3号によって遡及的に適用された。
- 18 1972年革命団布告337号の前文。
- 19 永住資格を有する，合法入国者とされる外国人。
- 20 1972年の同布告発布当初は，「父が外国人または母が外国人で父が不明の場合，その父または母が（以下省略）」と規定されていたが，その後改定された。
- 21 山地民を山地タイ人と書き換えられたが同意である。
- 22 リス（Lisu），アカ（Akha），ラフ（Lahu），カレン（Karieng），モン（Hmong），ヤオ（Yao），ティン（Thin），ルア（Lua），カム（Khamu）の9民族。
- 23 1965年国籍法では，父が不明または無国籍者である場合に，タイ人女性を母としてタイ国内で出生した子供はタイ国籍取得が不可能であったため，その子供は無国籍者になっていた。
- 24 山地タイ人を高地民と書き換えられたが同意である。
- 25 住民登録票への国籍記載がなされたのは，父母と本人が共にタイ生まれの者であった（Prachatai.com 2012）。1992年改正国籍法と同様に3世代の者が国籍取得した。
- 26 中央登録事務所規定の定義では，平均35度以上の傾斜を持つ海拔500M以上の土地。
- 27 Khwamhenchop khong Khana Ratamontori
- 28 Yutthasat Kanchatkan Panha Sathana lae Sitthi khong Bukkhon
- 29 戦略」に指定される期限に従って行われる調査登録。

- 30 引用元はDr. Phunthip K. Saisoonthorn主宰の社会教育サイト中の解説。
- 31 正確には2008年発布国籍法の第23条。1965年国籍法本体に改正第4号の条文として導入されているため現状では第23条は2種ある事になるが、後方に第23条として記載されている。
- 32 引用元はDr. Phunthip K. Saisoonthorn主宰の社会教育サイト中の解説。
- 33 以前にイギリスやフランスへと割譲された地域。
- 34 No.6のムラブリ (Mlabri) は2000年に全員がタイ国籍を取得したため除外。
- 35 いずれも指定の調査登録済である事が要される。
- 36 1992年改正国籍法発効以前の出生者は革命団布告337号の影響を受ける。
- 37 1975年4月30日に北ベトナム軍が南ベトナムの首都サイゴンを接收した。
- 38 1990年代半ばよりの管理の厳しいキャンプでの収容以前は、管理が緩やかなキャンプに受け入れられつつ近隣村落で非合法労働による自活を行っていた (久保 2009: 87)。
- 39 「00」, 「000」で始まるID番号の者は含まれていない。
- 40 本稿の1996年の合計971,941人は、表2のNo.6, No.7, No.13の民族グループの合計人数として、内務省地方行政局統計による606,094人を使用して計算したもの。
- 41 出生と死亡による自然増減の他、No.6, No.7, No.13の民族グループの合計人数として注8)の山地民支援局統計による348,421人を使用すると1996年の合計が714,268人となるような、統計出所による違いも考慮されるべきと考える。いずれにしても、2014年には減少している。
- 42 但し、内務省地方行政局公表のタイ国籍未取得者数は、2005年は557,606人、2011年は542,505人である (CERD Committee 2012: 17)。これらに2014年の464,687人を照らし合わせると、「政策」の効果は徐々に表れているとの表現が相応。
- 43 2008年2月13日発布の2008年外国人就労法 (The Working of Alien Act, B.E.2551)。
- 44 2015年2月20日内務省文書 (Thi M.Th.0309.1/w 3157) で公表。
- 45 2000年中央登録事務所規定による国籍取得者は虚偽申請発覚の場合のみ国籍取消となる。
- 46 重国籍者は二つ以上の国籍を有する者。
- 47 事例は2005年4月28日付タイ官報34g号122の93頁。
- 48 2002年にメーアイ郡の住民1,243人が不正取得として突然国籍を取消された。嫌疑は誤りであり、当該住民達は行政裁判所に提訴して勝訴した (玉田 2006:202-207)。
- 49 軍の力で政権の座に着いたとされる (ティティナン 2010: 103)。

[引用文献・資料]

- 綾部真雄 (2007) 「タイ北部山地民リスにみるエスニック・アイデンティティ：国家原理を通じた再編成」, 東京都立大学へ提出の博士論文
- 石井香世子 (2003) 「国民国家による『少数民族』の創出過程 -タイにおける山地民博物館の展示から-」, *NUCB Journal of Language, Culture and Communication* Vol. 5 No.2, 名古屋商科大学: 11-21
- 片岡樹 (2013) 「先住民か不法入国者か? -タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像-」『東南アジア研究』50巻2号, 京都大学東南アジア研究所: 239-272
- 岸本ゆかり (2001) 「タイのベトナム人-1992年改正国籍法と「タイ人」への道のり-」『年報タイ研究』No.1, 日本タイ学会: 51-67
- Kritaya Achawanitkul and Pornsuk Koetsawang (1997), *Sathanakan khong Chau Khau lae Chon Klum Noi Nai Prathet Thai* (タイの山地民と少数民族の状況). Sathaban Wichai Prachakon lae Sangkhom Mahawithayalai Mahidon: Nakhon Pathom, Thailand
- クリタヤ・アーチャバニクン (2014) 「タイにおける無国籍の人々の管理」陳天璽 (編) 『世界における無国籍者の人権と支援-日本の課題-国際研究集会記録』国立民族学博物館調査報告118, 国立民族学博物館: 67-78
- 久保忠行 (2009) 「タイの難民政策 -ビルマ (ミャンマー) 難民への対応から-」『年報タイ研究』No.9, 日本タイ学会: 79-97
- パヴィン・チャチャヴァルポンブン (2011) 「長年にわたる危険な生活-タイの安全保障上の課題の

- 現状」『国際共同研究シリーズ6 第2回アジア太平洋安全保障ワークショップ アジア太平洋諸国の安全保障上の課題と国防部門への影響』, 防衛省防衛研究所: 47-57
- Phunthip K. Saisoonthorn (2006), "Development of Concepts on Nationality and the Efforts to Reduce Statelessness in Thailand" *Refugee Survey Quarterly* Vol. 25 Issue 3, Oxford, UK.: 40-53
- 玉田芳史 (2006) 「タイにおける外国人の政治的権利」河原祐馬(編),植村和秀(編)『外国人参政権問題の国際比較』, 昭和堂: 190-221
- ティティナン・ポンスヒラ (2010) 「タイ--安全保障の展望, 対外関係のトレンド, 国内の危機」『国際共同研究シリーズ5第1回アジア太平洋安全保障ワークショップ アジア太平洋諸国の安全保障上の課題と国防部門への影響』, 防衛省防衛研究所: 93-103
- 山田美和 (2012) 「第4章タイにおける移民労働者受け入れ政策の現状と課題」『東アジアにおける人の移動の法制度』アジア経済研究所調査研究報告書, アジア経済研究所: 1-17
- 山本敬三 (1984) 『国籍 増補版』, 三省堂

[法令関係以外の引用資料]

- アジア経済研究所 (1972) アジア動向データベース重要日誌
<http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/1972/204/1972204DIA.html>
- CERD Committee (2012), Shadow Report on Eliminating Racial Discrimination: THAILAND
http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CERD/Shared%20Documents/THA/INT_CERD_NGO_THA_13686_E.pdf
- Kritaya Achawanitkul (2011) Kan Chat Rabop Khon Rai Rat nai Boribot Prathet Thai (タイ国の無国籍者に関する制度整備)
<http://www2.ipsr.mahidol.ac.th/ConferenceVII/Download/Poster/2011-Poster-06.pdf>
- Migration News (1996), Volume 3, Number 11 <https://migration.ucdavis.edu/mn/more.php?id=1084>
- Prachatai.com (2012) 2012年9月17日16時14分配信のタイのインターネット・ニュース
<http://www.prachatai.com/journal/2012/09/42679>
- タイ国内務省地方行政局登録統括事務所 HP <http://stat.bora.dopa.go.th/fop/pid13.htm>
- World population Review <http://worldpopulationreview.com/>

[法令関係資料]

- GotoKnow.org 45946 <https://www.gotoknow.org/posts/45946>
- GotoKnow.org 277189 <https://www.l3nr.org/posts/277189>
- * 以上はDr. Phunthip K. Saisoonthorn主宰の社会教育サイト GotoKnow.org の資料
- Ratchakitchanubeksa Lem 109 Ton Thi 13 Long nai Wan Thi 25 Kumphaphan Phutthasakkarat 2535 (官報: 仏歴2535年2月25日付第109号13)
- Ratchakitchanubeksa Lem 117 Ton Phiset 86g Long nai Wan Thi 28 Singkhom Phutthasakkarat 2543 (官報: 仏歴2543年8月28日付第117号特別86g)
- Ratchakitchanubeksa Lem 121 Ton Phiset 115g Long nai Wan Thi 13 Tulakhom Phutthasakkarat 2547 (官報: 仏歴2547年10月13日付第121号特別115g)
- Ratchakitchanubeksa Lem 125 Ton Thi 39k Long nai Wan Thi 27 Kumphaphan Phutthasakkarat 2551 (官報: 仏歴2551年2月27日付第125号39k)
- Ratchakitchanubeksa Lem 129 Ton Thi 28k Long nai Wan Thi 21 Minakhom Phutthasakkarat 2555 (官報: 仏歴2555年3月21日付第129号28k)
- Ratchakitchanubeksa Lem 129 Ton Phiset 177g Long nai Wan Thi 23 Prutsachikayon Phutthasakkarat 2555 (官報: 仏歴2555年11月23日付第129号特別177g)
- Samnaklekhatikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 3 Tulakhom Phutthasakkarat 2538 (閣議決定議事抄録: 仏歴2538年10月3日)

Samnaklekhathikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 29 Singhakhom Phutthasakkarat 2543 (閣議決定議事抄録：仏歴2543年8月29日)

Samnaklekhathikan Khanaratthamontri Khomun Mati Khanaratamontri Long nai Wan Thi 18 Mokkarakhom Phutthasakkarat 2548 (閣議決定議事抄録：仏歴2548年1月18日)

Samnakngan Sapha Khwammankhong heng Chat (2010) Nayobai khong Rat kiaukap Kanchatkan Panha Sathana lae Sitti khong Bukkhon (個人の法的地位と権利の問題に対処する為の政府政策)

ยุทธศาสตร์การจัดการปัญหาสถานะและสิทธิบุคคล

* 上記のURLは全て2015年11月19日に確認済。